

## 議 事 日 程 （第2号）

平成23年3月7日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例について
- 日程第3 議案第16号 東白川村議会の議員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第17号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 東白川村常勤の特別職職員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第7 議案第20号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第21号 東白川村教育長の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第9 議案第22号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第24号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第25号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第26号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第27号 平成23年度東白川村一般会計予算
- 日程第15 議案第28号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第29号 平成23年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第30号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第18 議案第31号 平成23年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第19 議案第32号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第20 議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

---

## 出席議員（7名）

1番 村 雲 辰 善  
3番 樋 口 春 市  
5番 今 井 保 都  
7番 安 江 祐 策

2番 桂 川 一 喜  
4番 服 田 順 次  
6番 安 倍 徹

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|                    |         |                      |         |
|--------------------|---------|----------------------|---------|
| 村 長                | 安 江 眞 一 | 教 育 長                | 安 江 雅 信 |
| 参事兼総務課長<br>兼議会事務局長 | 今 井 俊 郎 | 会 計 管 理 者            | 安 江 清 高 |
| 村 民 課 長            | 小 池 毅   | 産 業 建 設 課 長          | 松 岡 安 幸 |
| 教 育 課 長            | 安 江 宏   | 国 保 診 療 所<br>事 務 局 長 | 安 江 弘 企 |
| 監 査 委 員            | 安 江 正 彦 |                      |         |

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|                  |       |
|------------------|-------|
| 議 会 事 務 局<br>書 記 | 河 田 孝 |
|------------------|-------|

---

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、3 番 樋口春市君、5 番 今井保都君を指名します。

---

◎議案第 15 号から議案第 33 号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第 2、議案第 15 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例についてから日程第 20、議案第 33 号 平成 23 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 19 件を、3 月 4 日に引き続き新年予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

それでは、議案第 15 号からお願いします。

議案第 15 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例について。東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例を別紙のとおり提出する。平成 23 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

本条例の提案の説明でございますが、この村では、現在、臨時職員を 60 人近く雇用しております。これらの職員については、今まで給与の基準等について明確な基準がない形で雇用するという形で行っております。地方自治法第 203 条の 2 では、報酬及び費用弁償について、同 204 条で、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないとされております。本村の現状は、東白川村職員の給与に関する条例第 24 条の 2 で予算の範囲内で給与を支給するという基準でございます。また、昨年行いましたいろいろなアンケート、それから集落座談会等の御意見で、臨時職員の雇用について明確性、透明性を求める声も多数ございました。これらを受けまして条例を制定したいということでございますが、そのほかにも介護職や看護職、保育士などのいわゆる資格職については、近隣同業他社との格差が広まり、労働力の確保について離職などで苦慮する状況がしばしば見受けられております。こういった状況を改善するため、採用の広報に給与、手当等の基準の明確化などを条例で定めるものであります。

雇用情勢は年々変化がありますので、その都度、条例改正等をお願いしてまいることになるかと思いますが、よろしく願いをしたいと思っております。根拠法令は、労働基準法はもちろんでござい

ますが、地方自治法、地方公務員法、あるいは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等により、この条例を定めてございます。

条例の方へ入りますが、内容だけ順番に説明をしてみたいです。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例。

第1条は目的でございますが、今説明しましたように、この条例は地方公務員法に規定するもののほか、東白川村の一般職の臨時職員及び非常勤職員（以下「臨時職員等」という。）の任用及び勤務条件に関し、必要な事項を定めることにより、その人事管理等の適正な運営を図ることを目的とする。

第2条で定義を定めております。職員の種類でございますが、まず1は常勤職員で、これはいわゆる正職員のことでございます。2が臨時職員ということで、ここに書いてございますように、地方公務員法の第22条第5項が主な規定でございますが、いわゆる短期的に臨時的な業務に従事するものという形で臨時職員という呼称を置きます。3号で非常勤職員、これは1号の常勤職員に対して非常勤という形でございますが、これの基準は、地方公務員法の第17条により任用されるものということで、選考により任用されるものという意味でございます。この職員がそれぞれ、これ以下の条文によっていろんな区別がございますので、後ほど出てまいります。

任用については、広く公募によるということで村長が任命するという形でございます。

次に雇用期間、第4条でございますが、ここが先ほどの種類によって違ってまいります。臨時職員、先ほどの第2条の2号にあります臨時職員というのは、その会計年度において6ヵ月以内とし、村長が特に必要があると認めるときは6ヵ月を超えない範囲で更新するということで、最大1年の雇用期間。2の非常勤職員については、1年という雇用でございますが、ただし、村長が特に必要がある認めるときは、期間を4回に限り、その期間が1年を超えない範囲ということで、1年ずつの更新でございますが、最大5年ということで、そこでまた公募をしていくということでございます。ただ、同じ人を続けてというところで、この1年あるいは5年のところで同じ人が職につけないかということ、労働状況の変化があり、国の方の基準も、今まではそこはいけないという明確な基準しかなかったわけですが、そこについては、必要がある場合は、選考とかそういうことを十分考慮した上で、あながち否定するものではないというような緩やかな表現でこれを認める傾向にございますので、この村も同じ人を引き続き雇用することについても門戸を開いていきたいという考えでございます。

勤務時間でございますが、臨時職員の場合は8時間、週40時間の範囲において各人ごとに設定するという形でございます。非常勤職員の場合は1日8時間、週40時間、当然一緒でございますが、始業時刻、終業時刻及び休憩時間等は常勤職員と同様という形でございます。

それから2のところで、休日の関係でございますが、非常勤職員及び臨時職員、両方とも一般の職員と同じことで条例に準ずるという形で書いてあります。3号は、振りかえ休日のことが定められています。

第6条は、有給休暇についての定めでございます。これは労働基準法に定めがございますので、

それに基づいての定めをしてございます。別表でその日数等は出てまいります。

第7条は特別休暇で、これは待遇改善の措置になるわけですが、非常勤職員については特別休暇を与えるということで、特別休暇については一般職員と同じような状況になってまいります。病気休暇、介護休暇等も付与するという形になっております。

第8条は、代休日についての定めでございます。これも通常の職員と同じようなことでございます。

第9条で賃金でございますが、臨時職員については賃金及び手当、非常勤職員については報酬及び費用弁償（以下「賃金等」という。）ということで、一応法律の方は読み方が違ってまいりますので、ここでそういうふうに分けてございますが、2号で要は時間給、日給、もしくは月給で定めるということでございます。今回大きく変わりましたのは、この3号で別表をつけまして、賃金表をつくりまして、それぞれの職務に応じて給料表を定めたというところでございます。

次に第10条は、時間外、深夜及び休日における勤務ということで、これも労働基準法に定めがございますので、それぞれ法律に基づいた規定でございます。

第11条で通勤費用でございますが、非常勤職員に限ってですが、村の職員と同じような通勤手当、通勤費用を支給する定めにしてございます。

第12条、期末手当でございますが、ここは臨時職員等になってございますので、いわゆる臨時職員も非常勤職員も、両方とも6月1日と12月1日の基準日に在職した場合は、一定の割合で、1項でございますが、別表6に定める割合で支給をするということで、大きく改善をしたところでございます。ちなみに、こういったことを条例なしで定めておりまして、裁判になって行政側が負けたという判例も出てございますので、今までは、現実には6月に2万円、12月に2万円という、いわゆるボーナス的なものを支給しておったわけですが、このところがしっかりとした条例の定めによって支払われることになります。

それから第3号でございますが、これは通算規定ということでございまして、休み等も一緒でございますが、更新の場合の通算規定が書いてございます。というのは、基準日の6ヵ月前の勤務状況によって割合が出てまいりますので、3月、2月におった人については、更新があつてそのまま同じ人が雇用された場合は、3月、2月の勤務実績が採用されるという意味でございます。

第13条でございますが、手当でございまして、待遇改善の一つで、いろんな職種に応じた手当を後ほど説明させていただきます。

第14条は減給の定めでございまして、これは当然でございますが、勤務しなかったときは、こういった計算方法で減給をされるよということでございます。時間給の場合は、勤務しなかったら払わなければいいという形でございますが、月給制度をとりますので、こういった定めが必要になってまいります。

支給日は、通常の職員と一緒にございます。

服務についても、通常の定めをしてございます。いわゆる保守義務等のことについて定めてございます。

第17条で解職の規定がございまして、解職する場合は、こういったことがあった場合解職があるということでございます。

それから補償については、公務員の災害または通勤による災害に対する補償についてでございますが、これは条例がございまして、労働災害、いわゆる労災で、やるということでございます。

社会保険については、第19条で健康保険法と厚生年金法、それから雇用保険法等の定めによるという形です。

健康診断も労働安全衛生法の定めによって実施するというところでございます。

制服についても、必要な場合は、被服を措置するということになります。

第22条で退職でございますが、定年制は設けませんでした。事実上、職種によっては70近い方にも勤めていただいている現状がございますので、1年ごとに見直しをしてみたいと思いますが、当然職務について大丈夫な方を雇用していくということでございますけど、退職についての定年制というのは今回は設けてございません。本人から申し出る場合は30日前までにということで、法律の方は、最低でも14日前ということがございますけど、職務を安定してやるためには、30日、1ヵ月前までには申し出ていかないと次の手当がつかない場合がございますので、その規定を定めております。

旅費は、職務により支払うということでございます。

第24条は、その他法令の定めるところによりということでございます。

附則で、23年4月1日から施行でございます。経過措置は、今年度、今雇用している職については、特に有給休暇の関係、期末手当の期間率の関係、第12条のことについては、その条例により雇用したものとみなすということで、みなし規定でございます。

次のページから、別表がついてございまして、第1表が第6条の年休の日数がこんなようなふうに入ってくるということでございます。別表第2は、週40時間、1ヵ月週40時間をちゃんと勤め上げた以外の方については、こういった割合で踏まえてございますので、その表にございます。別表第3は、第7条の特別休暇のところで、正職員と同じような休暇でございますが、特に9番目のところでございますけれども、これは夏季休暇でございまして、我々のところに夏季休暇が認められてございますが、これもいわゆる非常勤職員については認めるという形でございます。

次に、別表第4の第9条関係で給料表がついてございます。別表第4の1は事務職の関係でございます。一番下に書いてございますように、本庁及び出先機関の事務職及び学校公務員に適用をいたします。

次のページは、保育士の表でございます。みづば保育園の保育士について。

看護師でございまして、ずっとめくっていただきまして、介護職員の上のところまでこの表が続いてございますが、第76号給までございます。これは、地域医療センターの看護師、准看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等に適用するということで、この職種については時間給もございまして、日給もございまして、月給もあるという形でございます。4番目は介護職員ということで、診療所、老健でございまして、そこの介護職員に適用をいたします。5番目は福祉職員ということで、これは地域医療センターのケアマネジャー及び介護保険の認定調査員に適用をいたします。6番目が単

労職ということで、今までの職に含まれない職について、ごらんのとおりに、これは大体现行どおりでございますが、決めさせていただいております。

別表第5が第12条2項関係ということで、期末手当でございますが、今回は6月と12月それぞれ0.5ヵ月、1年で1ヵ月分という定めにさせていただいております。別表第6が第12条2項関係ということで、いわゆる勤務率でございますが、100分の100以上の場合は100分の100でございますが、一番下の100分の60以下の場合はゼロになるよという割合でございます。

別表第7は、第13条関係で手当でございますが、当直手当は、母子センター及び診療所で介護職員や看護師が当直する場合の手当でございます。それは、現在も支給をされております。深夜勤務手当も同じく現在も支給をされている手当を書いたものであります。処遇改善手当は、これは国の方の施策にのっとって、深夜の介護職員について払われている手当ということで、7,000円を支給するというふうにしております。

今回新しく考えたのは、この後の三つでございますが、介護福祉士を有する職員については一月5,000円、ヘルパーの1級または2級で2,000円。それから、保育士にあって、臨時の職員で担任を持っていただく場合もこれから出てまいりますので、そういった場合は一月につき3,000円という手当を計上する形でございます。

予算関連でございますが、本年度の当初予算については、こういった手当がまだ条例成立してございませんし、これから条例成立後、職員に対してこの説明をいたしまして、どの職を選んで、どういう勤務をするかということが確定してまいりますので、現在のところ、昨年と同じような金額で計上させていただいておって、こういった人数等、手当等を受ける職が決まってまいりましたら、その後手当をさせていただくような予定で、1月の時点ではこれらの手当を全部反映している予算にはなってございませんので、その点だけ御説明をさせていただきたいと思います。

次に、議案第16号でございます。

東白川村議会の議員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村議会の議員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次に、条文がございます。

東白川村議会の議員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例ということで、それぞれカットをさせていただくということで、今まで続けてまいりました。今年度もそれをお願いするところの条例でございますが、6月分については1.425ヵ月分を1.35375ヵ月分、12月については1.7ヵ月分を1.615ヵ月分とするということで、このとおりに改正させていただくのは、常勤の特別職が今回3.95ヵ月、職員と一緒に変わりますので、そのカット率を5%として、大体前年度と同じくらいのカット額ということにしましたので、それにあわせて議員の皆様方のカットの額も、議員さんの場合は月数が3.95ありませんので、5%にしたいということで、本則は変更せずに、下げ幅だけ特別職にあわせて月数を割り出した改正ということでございます。

次に、議案第17号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

て。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。  
平成23年3月4日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、これは常勤の特別職、村長でございますが、ここの本則のところを一般の職員とあわせて、6月については1.9ヵ月に、12月については2.2ヵ月ありましたのを2.05ヵ月にして、トータルして4.15ヵ月あったのを3.95月数に本則を変更する改正でございます。

附則は、この条例は公布の日から施行するということです。

議案第18号でございます。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

条例の号数の関係で、間に全然性質の違うものが1本入っておりますが、これは23年度にお願いしますCATVの関係の情報通信基盤施設管理運営協議会の委員の報酬を定めるものでございます。別表のところに次のように加えるということで、月額2,000円ということでお願いをするものです。新旧対照表が巻末につけてございますが、46番目にこれがついたという形でございます。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

次に、議案第19号でございます。東白川村常勤の特別職職員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

常勤の特別職職員で村長の分でございますが、本則が3.95ヵ月になりましたので、5%カットということで、6月にあつては1.9を1.805月に、2.05月ありましたのを1.9475月にということで、3.95ヵ月ありましたのを3.7525という形になります。これで大体、去年の10%分カットと同じ金額のカット額という形でございます。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

次に、議案第20号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

こちらは先ほどの常勤特別職、村長の分と一緒にございまして、いわゆる本則の部分を3.95月にするという条例改正でございますので、説明を省略します。

附則は、この条例は、公布の日から施行します。

次に、議案第21号 東白川村教育長の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村教育長の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

こちらは今度23年度における特例ということで、先ほどの常勤特別職、村長の分と同じようにそれぞれの月数を改正させていただくものでございますので、説明を省略します。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行するということでございます。



次に、議案第22号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次に、条文が書いてございます。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、期末手当の「100分の102.5」を「100分の122.5」というようなふうに書いてございますが、ちょっとわかりにくうございますので、新旧対照表の方をお開きいただきたいと思います。新旧対照表の東白川村職員の給与に関する条例、五、六枚後でございますが、よろしいでしょうか。

こちらの方に、まず23条の4の改正でございますが、期末手当に関する改正でございます。一般職員の期末手当、合計の3.95月というのは、現在もう3.95月になって、先ほどの特別職を変えたわけですが、割合が違ってございまして、人事院勧告によってこの改正をしなければいけないということでございます。一般職の場合は、6月が100分の122.5、1.225月でございます。12月については100分の137.5、1.375月になります。一般職の中でも、特定管理職といって課長以上の職務の者については割合が変わってございまして、6月については100分の102.5、1.025月、12月にあつては100分の117.5、1.175月になります。この合計が2.2ということでございます。

3項のところで、再任用の職員についてでございますが、ここはそれぞれの支給割合は変わってございせんけれども、読みかえ規定でございますので、前の号が変わりましたので、それぞれ変えてあるというところでございます。

次に、23条の7の改正でございます。こちらは勤勉手当ということで、一般職の方は6月も12月も100分の67.5ということで、0.675月になります。これで先ほどの期末手当の2.6と1.35を足して3.95月。特定管理職については0.875月ということで、6月も12月も一緒でございますが、先ほどの2.2と1.75を足して3.95月になるという条例改正でございます。

3項の再任用職員についての規定がございまして、こちらは内容がちょっと変わってございまして、0.3から0.325月に、特定管理職については0.4から0.425月に変わるという改正でございます。いずれも、先ほども申し上げましたが、人事院勧告に基づく改正でございます。

附則がございまして、平成23年4月1日から施行ということでございます。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

#### ○村民課長（小池 毅君）

議案第23号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次のページにまいりまして、この条例につきましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの時限立法ということで、出産育児一時金を39万円としておりましたが、平成23年4月1日から同額を恒久化して条文化するという内容のものでございます。

朗読により説明をさせていただきます。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。第7条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附則、施行期日、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

経過措置、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

新旧対照表がついておりますが、現行が第4条のところで35万円となっておりますけれども、先ほど言いましたように、時限立法で39万円としておりましたけれども、今回条文にうたって恒久化するという内容でございます。

続きまして、議案第24号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次のページへまいりまして、この改正につきましては、ごみ袋のうち食品系の空き缶、空き瓶、またはプラスチック等を入れる資源袋を平成23年度から無料化することによる改正でございます。

朗読をいたします。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表不燃物の項、手数料の欄に次のただし書きを加える。「但し、資源袋は無料とする。」

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。経過措置、改正後の東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

これも後ほどに新旧対照表を載せております。別表の第4条関係の表中ですが、ここに「但し、資源袋は無料とする。」を挿入する改正でございます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

教育課長 安江宏君。

#### ○教育課長（安江 宏君）

議案第25号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

改正条文で、東白川村保育所条例の一部を次のように改正する。第4条第1項別表中、第2の項から第8の項、保育料（月額）円の欄中、お手元の新旧対照表の一番最後から2番目に出ておりますので、対照表の方をお開きください。

東白川村保育所条例新旧対照表、別表東白川村保育所徴収基準額表、上段が改正案で下段が現行となっております。このうち、第2階層区分第2階層から第8階層までの保育料月額の欄、3歳未満児と3歳以上児、現行第2階層「9,000円」「6,000円」から第8階層「4万5,000円」「2万9,000円」までの額を改正案第2項「1,900円」「1,300円」から第8階層「2万9,000円」「1万7,200円」に改める。

次表中、第3階層の項、保育料の欄中、現行「1万7,000円」「1万3,000円」の額をそれぞれ

「6,000円」「4,750円」に改める。

説明資料の一番最後の表をごらんいただきたいと思います。別表の東白川村保育所徴収基準額表の現在で、第1階層から第8階層の現在額で、中ほどが現在の東白川の保育料の金額、第1案が加茂郡1位の金額を選択した場合の金額、右側から2番目の欄が改正案であります岐阜県最低の額を選んだ場合の金額でございます。これを一番右側の影響額で第1案で加茂郡1位にしますと155万ほど、岐阜県1位になりますと420万ほどの影響額があるということですが、今回、岐阜県1位の22年調査に基づきます岐阜県1位の金額で提案をさせていただくものでございます。

改正条文に戻りまして、附則、施行期日1. この条例は、平成23年4月1日から施行する。適応区分2. この条例による改正後の東白川村保育所条例別表の規定は、平成23年4月1日以後において保育する児童に係る保育料から適用し、同日前に保育した児童に係る保育料については、なお従前の例による。子育て支援の支援策ということで、御提案をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

国保診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

議案第26号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくって、改め文をつけておりますけれども、朗読をさせていただきます。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第1項第1号中、「3万円」を「5万円」に改め、同項第2号中、「5万円」を「10万円」に改め、同項3号中、「10万円」を「20万円」に改める。

附則、この条例は、平成23年4月1日から適用する。

これにつきましては新旧対照表もつけておりますけれども、それぞれ1子については5万円に、それから2子については10万円に、3子以降については20万円の出産祝金を支給するという改正となります。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

それでは、これからはこのお手元の予算書という冊子を朗読してまいりますので、お願いいたします。

議案第27号 平成23年度東白川村一般会計予算。平成23年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億700万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、

期間及び限度額並びに既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

第1表からでございますが、それぞれ款の合計だけ読んでまいります。

まず歳入でございますが、1款の村税でございますが、村民税から村たばこ税までの合計で1億9,816万円でございます。2款地方譲与税2,830万円、3款利子割交付金50万円、4款配当割交付金10万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金2,300万円、7款自動車取得税交付金750万円、8款地方特例交付金500万円、9款地方交付税9億円、11款分担金及び負担金1,812万円、12款使用料及び手数料6,988万円、13款国庫支出金9,794万円、14款県支出金1億1,787万円、15款財産収入1,030万円、16款寄附金31万円、17款繰入金20万円、18款繰越金1億9,937万円、19款諸収入2,035万円、20款村債2億1,000万円、歳入合計19億700万円。

次に、歳出でございます。1款議会費3,294万円、2款総務費3億1,524万円、3款民生費3億5,932万円、4款衛生費2億9,433万円、6款農林水産業費2億285万円、7款商工費5,978万円、8款土木費1億750万円、9款消防費7,372万円、10款教育費1億6,238万円、11款災害復旧費170万円、12款公債費2億9,624万円、14款予備費100万円、歳出合計19億700万円。

次に、第2表の債務負担行為でございますが、まず美濃東部農用地総合整備事業負担金、農用地造成分でございますが、平成24年度から平成37年度まで21万6,000円です。これは、農地造成の分を全体の当初計画が10.4ヘクタールでございましたが、4.2ヘクタールしかできなかったということで、国の補助金の率が10ヘクタール以上だと50%でございますが、それ以下45%になってしまうということで、補助率が変わった分を関係市町村で負担するというので、15年をかけて負担を行うものでございます。

次に、エコトピア第1期住宅賃貸料(後期分)ということで、32年度までということで3,738万3,000円です。

次に、有限会社新世紀工房加工棟の整備資金利子補給金、平成24年度から27年度までということで33万7,000円。利子補給については、債務負担行為として上げさせていただいております。

次に、変更分でございますが、中山間地域総合整備事業。期間の変更でございますが、24年度で終了ということで、平成17年度から24年度までに変更させていただくものです。限度額は一緒でございます。

次に、第3表の地方債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で

ございます。まず一般公共事業100万円、これは急傾斜の事業をやる予定でございまして、その負担金でございます。起債の方法は普通貸借で、利率は4%以内。償還の方法については、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き措置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。利率、償還の方法については、後の項目は全部一緒でございますので省略をします。

自然災害防止債が1,300万円、県単の急傾斜事業を行うための起債でございます。

過疎対策事業1億1,600万円、普通貸借ということで、後ほど予算書の中で財源として出てまいりますものがございます。

次に臨時財政対策事業債、これが8,000万円でございます。

一般会計は以上でございます。

次に、国民健康保険特別会計の方へまいります。

議案第28号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成23年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,050万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

第1表でございます。同じく、款の合計だけ読んでまいります。

歳入、1款国民健康保険税7,199万円、2款使用料及び手数料1万円、3款国庫支出金8,925万円、4款療養給付費交付金573万円、5款前期高齢者交付金1億1,722万円、6款県支出金1,585万円、7款共同事業交付金4,555万円、8款財産収入9万円、9款繰入金4,028万円、10款繰越金405万3,000円、11款諸収入47万7,000円、歳入合計3億9,050万円。

次に、歳出でございます。1款総務費1,311万9,000円、2款保険給付費2億6,087万円、3款後期高齢者支援金等4,243万円、4款前期高齢者納付金等11万円、5款老人保健拠出金1万円、6款介護納付金1,818万円、7款共同事業拠出金4,556万3,000円、8款保健事業費350万8,000円、9款基金積立金9万円、10款諸支出金562万円、11款予備費100万円、歳出合計3億9,050万円でございます。

次に、介護保険です。

議案第29号 平成23年度東白川村介護保険特別会計予算。平成23年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,160万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

第1表でございます。

歳入、1款保険料3,394万6,000円、2款使用料及び手数料8,000円、3款国庫支出金5,653万3,000円、4款支払基金交付金6,143万7,000円、5款県支出金2,903万3,000円、6款繰入金3,852万円、7款繰越金158万9,000円、8款諸収入49万3,000円、10款財産収入4万1,000円、歳入合計2億2,160万円でございます。

続いて歳出、1款総務費1,335万円、2款保険給付費2億400万円、4款基金積立金4万2,000円、5款地域支援事業費405万円、6款公債費1万円、7款諸支出金4万8,000円、8款予備費10万円、歳出合計2億2,160万円でございます。

次に、簡易水道へまいります。

議案第30号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成23年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,170万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

第1表でございます。

歳入、1款使用料及び手数料5,002万円、2款繰入金8,663万5,000円、3款繰越金424万4,000円、4款財産収入1,000円、5款分担金及び負担金80万円、歳入合計1億4,170万円。

歳出でございます。1款総務費1,419万4,000円、3款施設維持管理費1,842万8,000円、4款公債費1億887万8,000円、5款予備費20万円、歳出の合計は1億4,170万円。

次に、下水道特別会計予算です。

議案第31号 平成23年度東白川村下水道特別会計予算。平成23年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,150万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

第1表でございます。

歳入、1款使用料及び手数料745万5,000円、2款繰入金1,300万円、3款繰越金104万4,000円、4款財産収入1,000円、歳入合計2,150万円。

歳出、1款総務費699万3,000円、2款施設維持管理費514万4,000円、3款公債費926万3,000円、4款予備費10万円、歳出合計2,150万円。

次に、国保診療所特別会計予算です。

議案第32号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成23年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,300万円と定める。

２．歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第２条 地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１億円と定める。平成23年３月４日提出、東白川村長。

第１表でございます。

歳入、１款診療収入１億7,102万3,000円、２款使用料及び手数料137万8,000円、４款財産収入1,000円、５款繰入金8,741万円、６款繰越金382万7,000円、７款諸収入1,138万6,000円、８款寄附金10万円、９款国庫支出金787万5,000円、歳入の合計２億8,300万円。

歳出、１款総務費2,300万円、２款医業費２億4,840万円、３款基金積立金10万円、４款公債費1,140万円、５款予備費10万円、歳出合計２億8,300万円。

議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,480万円と定める。

２．歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。平成23年３月４日提出、東白川村長。

第１表でございますが、歳入、１款後期高齢者医療保険料1,713万5,000円、２款使用料及び手数料１万円、３款後期高齢者医療広域連合支出金38万8,000円、４款繰入金1,716万7,000円、６款繰越金10万円、歳入合計3,480万円。

歳出、１款総務費167万9,000円、２款後期高齢者医療広域連合納付金3,248万5,000円、３款保健事業費50万6,000円、４款諸支出金２万円、５款予備費11万円、歳出の合計3,480万円でございます。

以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日８日は全員協議会開催のため、９日は中学校卒業式のため、８日から９日までの２日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、３月８日から９日までの２日間、休会とすることに決定しました。

明日８日の全員協議会は、午前９時30分から行います。

10日は、午前９時30分から全員協議会を午前中を目安に行い、午後から本会議を行いますので、よろしくお願いします。

本日はこれで延会します。

午前10時28分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員